

Q 介護保険法改正が及ぼす利用者への影響は

A 介護予防サービスは現状のまま提供する

Q 「日本酒で乾杯条例」制定で、産業の活性化を

A 条例制定は控えたい

来年度4月以降の、介護
予防サービスの計画は



西内陽美 議員

質問 介護保険法改正により、要支援1・2の対象者が利用する「通所介護サービス」と「訪問介護サービス」が介護保険事業から外れ、各自治体が実施する事業となった。しかし、町の計画が十分周知されていないため、来年度からの介護予防サービス提供の行方を心配する声がある。

町事業に移行された後、対象者が利用しているサービスの内容、料金、利用回数等の変更があるのかを伺う。

町長 本町は、来年度から空知中部広域連合の介護保険事業からの交付金を財源に、町事業として介護予防・日常生活支援総合事業を始める。

市町村事業に移行しても、現在の通所型サービスと訪問型サービスは、現行と同様の内容、料金体制を継続し、更に拡大をしていく。

そのほか、ニーズに対応できる多様なサービス体系を構築するべく関係機関と調整を図っている。

現在、町内の1か所で実施している「通所型サービス」は、来年度、「生きがいデイサービス」を中心に4方面別での開設に向け、介護事業所と協議を進めている段階にある。

また、通所系・訪問系以外の生活支援サービスでは、見守り配食事業、買い物支援、家事支援、外出支援サービスなどを想定しており、優先度の高い事業から順次整備をしていく計画を進めている。

生活支援サービス提供に不可欠なボランティアの育成・確保に関しては、社会福祉協議会にボランティアセンター機能を担っていただけるよう協議をしており、本町に住んでいる方々が、安心して住み続けていただけるよう、充実を図っていく。

酒米生産農家や酒製造業の支
援を念頭とした条例制定を



青田良一 議員

質問 「日本酒で乾杯条例(仮称)」を制定し、これが定着すると、酒米生産農家や酒製造業を間接的に支援することに繋がり、大きくは本町産業の活性化にも貢献することになると考えるが町長の考えは

町長 質問の趣旨と同様の考えで制定された条例に、中標津町の「牛乳消費拡大応援条例」、富良野市の「まずはふるらのワインで乾杯条例」、旭川市の「地酒の普及の促進に関する条例」、増毛町の「乾杯条例」があり、全国的に70を超える自治体が条例を制定している。

お酒に関しては個人の嗜好であり、「お酒が飲めない」

住民もあり、条例制定により行政が強要するのかと受け止められかねないとの意見も少なくないことから、乾杯条例の制定は控えさせていただく。

さて、本町の徳富地域におけるピンネ酒米生産組合による酒米生産は道内1位の生産量を誇っており、更なる品質向上と安定した供給に努め、産地確立に邁進している。

一方、明治39年創業の金滴酒造は、酒米「吟風」を用いた大吟醸酒が、全国新酒鑑評会で金賞を受賞するなどの実績を上げ、その評価は年々高まりを見せている。

米作り、酒造りは本町の歴史の一部であり、今後も酒米生産者、酒造会社、農協、商工会などと連携し、地域のブランド力向上や地域産業の振興に努める。

これまでも、「乾杯は地元酒で」と自主的な取り組みを推進している方々もおられるので、町長として、様々な機会を捉え、青田議員の考えが広がるよう配慮する。